

知っていますか？AV出演被害

事例1

街でスカウトに声をかけられ、SNSの連絡先を交換した。その後紹介してもらった事務所はアダルトビデオへ女優を派遣しているプロダクションだった。

事例2

「絶対にばれない」、「顔は撮さない」「目線を入れる」と言われアダルトビデオに出演したが、販売された映像は顔が映っていて知人に知られてしまった。

事例3

友人に「高収入」「チャットで会話するだけの仕事」と誘われたが、画面越しで裸になったり、性的なことをするよう要求された。

事例4

契約書の言葉が難しく、プロダクションの簡単な説明を信用し、契約書にサインしてしまった。その後、アダルトビデオに出演させられた。

防犯アドバイス

- モデル・アイドルに勧誘された場合、名刺などをもらい、一度家に持ち帰って考えましょう。考える時間を十分に与えられずその場でしつこく勧誘される場合は怪しい事務所の可能性があります。
- 「絶対にばれない」と言われても信じないで下さい。動画や写真が一度インターネット上に出回って広く拡散されてしまうと、全てを削除することは困難です。
- 友人からの勧誘だからといって、安心はできません。実際に信頼できる友人や知人に勧誘され、性的な仕事を紹介され断れなくなったという事例もあります。友人の誘いであっても、自分が少しでも不安だと思ふことや、嫌だと思ふことは断りましょう。
- 業者はサインせざるを得ない雰囲気を作ったり、考える時間を与えずにサインさせようとします。内容が分からなかったり、不安がある場合は、一度持ち帰りよく考えましょう。

一呼吸おいて、よく考えよう



AV出演被害防止・救済法が成立しました。

AV出演契約を取り消したり、販売や配信を停止できるようになりました。一人で悩まず、すぐに相談して下さい。

相談先 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
#8891

その他相談先については内閣府男女共同参画局HPを参照下さい。

不安に思えば、篠山警察署にご相談下さい。